

平成 22 年 12 月 17 日

経済産業省  
商務情報政策局商務流通グループ商務課検査室 御中

全 国 銀 行 協 会

商品先物取引業者等検査マニュアル（案）に対する意見の提出について

平成 22 年 11 月 20 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

項番	該当箇所(条項番号等)	意見	理由等
1	全般	本検査マニュアルの適用時期を教えていただきたい。なお、仮に商先法施行と同時に本検査マニュアルに即した整備が法施行日に間に合わなくとも、委託者保護等に係る実質的な体制整備が図られていれば、基本的には問題ないとの理解でよいか。	本検査マニュアルの確定から商先法が施行されるまでの期間は極めて短い期間となっており、相応の配慮を求めるもの。
2	全般 Ⅲ-1-1 Ⅲ-1-2	本検査マニュアルについて、商品先物取引業の取扱いが限定的な業者や商品先物取引仲介業者ですでに銀行法や金融商品取引法等にもとづき同種の方針、社内規則等を策定している場合、商品先物取引業に限定した新たな対応を個別に行うことまで求めているとの理解でよいか。	金融機関は、金商法にもとづいて証券取引等監視委員会が定める「金融商品取引業者等検査マニュアル」に則して店頭商品デリバティブ取引も含め態勢整備を図っているところであり、二重の負担を求めるものではないことを確認するもの。
3	全般 Ⅲ-1-1 Ⅲ-1-2	商品先物取引業の取扱いが限定的な業者や商品先物仲介業者にとって、特に態勢面について、代表取締役や取締役会等に求められる事項が過大もしくは実施が困難な事項が含まれるが、業務の実態に応じ、必ずしも代表取締役や取締役会等が全てにおいて関与することまで求められないとの理解でよいか。	検査マニュアル案には以下の通り一定の記載はあるものの、念のため考え方を確認するもの。 「業務の種類や具体的業務内容等が異なることから、商品先物取引業者等自らの責任のもと、その特性を考慮しながらも適切な管理態勢が構築されていることが肝要である。(6頁)」 「本検査マニュアルは、検査対象先の範囲が会社法上の大会社から個人業者まで広範に亘ることから、検査官は検査対象先の実態に応じ、確認項目の省略や必要な読み替え等を行った上でこれを活用することが求められる。(8頁)」
4	全体	特定店頭商品デリバティブ取引業者記載箇所を除き、業対象外取引は、本検査マニュアル対象外との理解でよいか。また、特定委託者・特定当業者は適用除外となる行為規制(勧誘受諾意思確認、再勧誘の禁止、適合性判断、広告規制、契約締結前交付書面の交付・説明義務等)に関する項目については、法と平仄をあわせ、その旨明らかにしていただきたい。	明確化のため。
5	Ⅱ-2(3) Ⅱ-3(7)	「経営陣に直接報告」とあるが、あくまで例示であり、適切な法令等遵守・内部管理態勢が整っていれば、必ずしも一律にこのような態勢が求められるわけではないとの理解でよいか。	確認のため。
6	Ⅱ-4 Ⅲ-1-2-3 Ⅲ-2-1-2(1)⑨ Ⅲ-2-2-6 Ⅲ-2-2-7	純資産額規制比率の適用対象外である銀行は、左記の項目は適用されないとの理解でよいか。その理解でよければ、規定上明らかにしていただきたい。	明確化のため。
7	Ⅱ-6 Ⅲ-1-1-5(6)	記載の「外部監査」は、基本的には会計監査人による財務諸表監査を指し、当該業者等が財務諸表監査と別に外部監査を受けている場合には、その監査も含めるとの理解でよいか。また、これらの規定が財務諸表監査以外の外部監査を義務付けるものではないとの理解でよいか。	確認のため。

8	Ⅲ-1-1-1(2)①	取締役会で定める経営方針および経営計画は、必ずしも商品先物取引業に関して項目を立てて定める必要はないとの理解でよいか。また、商品先物取引業単体ではなく、デリバティブ業務全体または投資運用商品全体に係る勧誘方針等に含めて策定することで問題ないとの理解でよいか。	商品先物取引業者によっては、多様な業務を取り扱っており、必ずしも「我が国における商品デリバティブ取引の振興」、「国内市場の発展を念頭に置いた経営方針」を項目として立てて定めず、全体の経営方針・経営計画の中の一部として定めていることも考えられるため。
9	Ⅲ-1-1-1(2)②	企業倫理の構築に当たって、必ずしも商品先物取引業に関して項目を立てて定める必要はないとの理解でよいか。	商品先物取引業者によっては、多様な業務を取り扱っており、商品デリバティブ取引の担い手としての責任は理解しているものの、必ずしも「商品デリバティブ取引の担い手として重大な社会的責任があることを柱」として項目を立てて定めず、全体の企業倫理の構築の中で定めていることも考えられるため。
10	Ⅲ-1-1-1(4)⑤	「外部監査」の記載があるが、前後の文脈を勘案すれば、「会計監査」と記載すべきではないか。	確認のため。
11	Ⅲ-1-1-2(2)、(3)	「定期的に内部監査等による評価を受け」とあるが、これは必ずしも内部監査部門による監査が求められる訳ではなく、点検の主体や点検方法については、当該業者等が自ら判断して対応すべきとの理解でよいか。	確認のため。
12	Ⅲ-1-1-3(1)③	自主規制機関や外部機関の研修受講奨励については、「必要に応じて、奨励しているか」との記載にしてほしい。	証券外務員資格取得等を前提として、委託者保護等の観点から社内研修を充実させている業者において、自主規制機関や外部機関の研修受講を奨励することは過剰な負担となるため。
13	Ⅲ-1-1-3(3)、(4)	委託者保護等の観点から各営業部門における管理責任者等(担当者以外の責任者で顧客管理責任者、部店長等を含む)が配置され、その責任等が明らかにされていれば、必ずしも店頭商品デリバティブの「内部管理担当者」という名称(役職)の者を任命・配置する必要はないとの理解でよいか。	確認のため。
14	Ⅲ-1-1-3(3)①	商品先物取引業の取扱いが限定的な業者については、商品先物取引に係る「内部管理担当者」を新たに社内規則等で定め、各営業拠点毎に当該名称の者を設置することまで求めるものではないとの理解でよいか。	日本証券業協会規則にもとづく内部管理責任者等、ほぼ同様の役割の者が既に設置されている場合、実態上は問題ないと考えられるため。
15	Ⅲ-1-1-5(4)③	「経営上の重要な問題」や「経営環境が変化した場合」に「監査方針の変更を指示」とあるが、項目名「内部監査計画等の策定」との平仄を勘案すれば、「内部監査計画等の変更を指示」とすべきではないか。	項目名との平仄を合わせるため。

16	Ⅲ-1-1-5(6)②	当該規定が重要なリスクを抱える業務等に関し、内部監査と重複して外部監査をも義務付ける趣旨のものではないとの理解でよいか。また、外部監査を義務付ける趣旨でないならば、「取締役会は、重要なリスクにさらされている業務、部門又はシステム等について、必要に応じて、内部監査とは別に、外部の専門家を活用する等の施策を講じているか。」といった文言への修正を検討いただきたい。	確認のため。
17	Ⅲ-1-1-5(6)③	外部監査の「取締役会は～内容、結果等について、自ら精査・検証しているか」とあるが、内部監査関連記載においても、取締役会が監査結果等を自ら精査・検証するとの記載はなく、削除を検討いただきたい。もしくは、「取締役会は～内容、結果等について、必要に応じて報告を受ける態勢を構築しているか」といった文言への修正を検討いただきたい。	内部監査関連項目の表現との平仄を合わせるため。
18	Ⅲ-1-1-5(6)⑦	外部監査指摘事項に関して、「また、内部監査部門は、その改善の進捗状況を適切に確認しているか」とあるが、「内部監査部門等」との修正を検討いただきたい。	外部監査指摘事項の改善状況を確認すべき部署が、必ずしも専ら内部監査部門であるべきとは考えられないため。
19	Ⅲ-1-2-1(1)③、④、⑤	日本証券業協会「協会の内部管理責任者等に関する規則」第15条(内部管理責任者の責務)では、「重大な事案が生じた場合には速やかに内部管理統括責任者に報告・指示」との表現にあわせ、営業部門の管理責任者等の報告は、「定期的及び」ではなく、同様の表現としてほしい。	負担軽減・効率化を図るため。
20	Ⅲ-1-2-1(3)	店頭商品デリバティブ取引のみを取り扱う業者は、適用除外の項目との理解でよいか。	確認のため。
21	Ⅲ-1-2-1(4)②～④	「取締役会等」とされていることから、所定の権限に則ったものであれば、必ずしも取締役会の承認を受けることが求められているわけではないとの理解でよいか。	確認のため。
22	Ⅲ-1-2-1(5)①～⑤ Ⅲ-1-2-1(7) Ⅲ-1-2-1(8) Ⅲ-2-2-2①、②、④ Ⅲ-2-2-3 Ⅲ-2-2-4 Ⅲ-2-2-5(2)	左記の項目について、法人向け店頭商品デリバティブ取引のみを取り扱う業者は、適用除外の項目との理解でよいか。	確認のため。 なお、銀行の実務上、一般的に商品先物取引に係る取引口座を開設することは無い(Ⅲ-1-2-1(5)②ア)。
23	Ⅲ-1-2-1(5)④	内部管理担当者の常時監査が求められる「自己の計算による取引」とは、トレーダー個人の自己売買ではなく、商品先物取引業者の自己売買取引を指すとの理解でよいか。	確認のため。
24	Ⅲ-1-2-1(6)②	本項の規程は、新商品の取扱い等に係る留意事項であり、新規顧客との取引に係る留意事項ではないとの理解でよいか。	確認のため。

25	Ⅲ-1-2-1(6)④	「苦情等の対応を行う部門は、営業部門の内部管理担当者に対し、(中略)苦情等の対応を行う部門に報告」とあるが、組織全体で苦情を適切に把握・処理する態勢となっており、かつ経営改善等につなげるいわゆるPDCAサイクルが整っていれば、必ずしも一律の体制が求められるわけではないとの理解でよいか。	確認のため。
26	Ⅲ-2-1-2(1)⑨	商品先物取引業の取扱いが限定的な業者において、いわゆるプロ・アマ制度におけるプロ成りの期限日を一定日とせず、承諾日から起算して1年を経過する日とし、当該期日を個別顧客毎に明示する対応を行う場合においては、掲示や公表等の対応は不要との理解でよいか。	確認のため。
27	Ⅲ-1-2-5(1)、(2)	資金繰りリスクとは、金融検査マニュアル上の「資金繰りリスク」と同じ定義との理解でよいか。	確認のため。
28	Ⅲ-2-1-2(1)⑦ 他	日々の業務フローの中で適切に契約書や帳簿を活用する態勢が整えられていれば、必ずしも管理責任者等自身が個別の取引を全件検証する必要はないとの理解でよいか。	登録金融機関では、内部管理の実効性を確保するため、各金融機関の規模や取引件数、販売体制に応じて様々な態勢をとっており、一律に個別取引に係る検証を行うことをルール化することは馴染まず、かつ過大な負担となることが懸念されるため。
29	Ⅲ-2-2-1(1)②	営業拠点に内部管理を行う責任者を設置し、当該責任者が規則に則り適切な適合性判断を実施しており、営業部門と独立した管理部門での適合性審査を想定していない場合には、必ずしも本項に定める「営業部門とは独立した組織である管理部門における適合性審査」に関する規定を定める必要はないとの理解でよいか。また、商品先物取引業の取扱いが限定的な業者においては、「特に厳格な審査」についても、必ずしも管理部門を総括する役員クラスの者の決済に限定されず、内容に応じ、社内規則で定める営業部門とは独立した部門の責任者の決裁を得ることで問題ないとの理解でよいか。	確認のため。
30	Ⅲ-2-2-1(3)③	契約締結前交付書面の写しの保存は、法定帳簿としての保存は不要であり、社内規則に則り適切に保存することで問題ないとの理解でよいか。	確認のため。
31	Ⅲ-2-2-1(3)⑦、⑬	「締結の勧誘」とは、基本的に商品取引契約の重要事項の説明や締結意思の確認を指すとの理解でよいか。	「勧誘」という言葉自体には非常に広範囲の事項が含まれ、禁止される行為を具体化する観点から確認するもの。
32	Ⅲ-2-2-1(5)②	説明資料を使用する際に、契約締結前交付書面を都度交付する業務フローとし、こうした業務実態に合わせた交付漏れ防止策を定めている場合は、「交付簿」の作成や「交付簿との突合による交付漏れ確認」は必須ではないとの理解でよいか。	確認のため。
33	Ⅲ-2-2-2 ⑤ ウ	時価情報等の顧客への提供に当たって、時価情報等が所定のシステムで自動算出されるといった場合は、リスク管理部門において提供の都度検証を行うことは必須ではないとの理解でよいか。	確認のため。